

学校法人梅田学園【幼稚園型認定こども園正英幼稚園】 運営規程

(総則)

第1条 学校法人梅田学園が設置運営する【幼稚園型認定こども園正英幼稚園】(以下、「当園」という。)の運営管理については、法令に定めるもののほか、本規程に定めるところによるものとする。

(目的)

第2条 本規程は、教育基本法(平成18年法律第120号)、学校教育法(昭和22年法律第26号)【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)】及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)その他の関係法令を遵守して運営することを目的として必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第3条 当園は、【幼稚園型認定こども園正英幼稚園】と称する。(園則第2条による)

(所在地)

第4条 当園は、神戸市北区泉台5丁目11番に置く。(園則第3条による)

(運営方針)

第5条 当園の運営方針は次のとおりとする。

三位一体とした調和のある向上を建学の精神とし、豊かな自然の中で幼児期にふさわしい遊びや生活を体験し、命の大切さや生きる力を身につける

心：豊かなやさしい子ども

智：自分で考えられる子ども

体：元気でたくましい子ども

(子どもの区分ごと利用定員)

第6条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法(以下、「法」という。)第31条第1項の利用定員は、次のとおりとする。(園則第5条、第6条による)

(1) 教育標準時間の認定を受けた園児(以下「1号認定子ども」という。) 130人

(2) 保育時間の認定を受けた園児のうち満3歳以上の者(以下「2号認定子ども」という。) 30人

(3) 保育時間の認定を受けた園児のうち満3歳未満の者(以下「3号認定子ども」という。) 20人

(提供する特定教育・保育等の内容)

第7条 当園は、幼稚園教育要領【幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)】等に基づき、以下に掲げる特定教育・保育その他の便宜の提供を行うものとする。

(1) 特定教育・保育(法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。)

支給認定を受けた保護者に係る園児に対し、特定教育・保育を提供する。2・3号認定子どもについては、当該支給認定における保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。)の範囲内において特定教育・保育を提供する。

(2) 延長保育

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、第11条に規定する時間の範囲内において、法第59条第1号に規定する延長保育を提供する。

(3) 食事の提供

食事は園内の調理室で調理を行い、昼食を提供する。1号認定子どもについては週5日昼食を、2・3号認定子どもについては週6日昼食及び午後のおやつを提供する。

月1回、園指定日にお弁当持参とする。

(4) 園バスによる送迎

2歳以上の園児の中で、希望者には園バスでの送迎を有料で行う。

(5) 預かり保育

1号認定子どもについては教育のための時間の前7時から8時30分、後の14時30分から19時、在籍している子どものうち希望者に対して保育を提供する。

(6) その他保育に係る行事等

遠足、運動会、発表会、音楽会、雪あそび、餅つき

(1号認定子どもに対して、特定教育・保育を提供する日)

第8条 1号認定子どもに対しては、以下の通り、学期を設定し、特定教育・保育を提供するものとする。

(1) 第1学期 4月8日から 7月20日

(2) 第2学期 9月1日から 12月20日

(3) 第3学期 1月8日から 3月20日

2 1号認定子どもに対しては、以下の日は休園日とし、特定教育・保育を提供しないものとする。ただし、園が定める登園日を除くものとする。

(1) 土・日曜日

(2) 祝祭日

(3) 創立記念日 4月13日

(4) 夏期休業 7月21日から8月31日まで

- (5) 冬期休業 12月21日から1月7日まで
- (6) 春期休業 3月21日から4月7日まで
- (7) その他 園長が必要と認めた日
- (8) ただし、預かり保育等、園長が必要と認めた日は休園中も保育を行うことができる。

3 行事及び始業式・終業式によって変更する場合は、事前に支給認定保護者に周知するものとする。(園則第8条による)

(2・3号認定子どもに対して、特定教育・保育を提供する日)

第9条 特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、創立記念日(4月13日)、お盆(8月13日から15日)、年末年始(12月29日から1月3日)、祝祭日及び園長が必要と認めた日を除くものとする。

2 行事等を行うため、日曜及び祝祭日に特定教育・保育を提供する場合は、事前に支給認定保護者に周知するものとする。(園則第8条による)

(1号認定子どもに対して、特定教育・保育を提供する時間)

第10条 1号認定子どもに対して、特定教育・保育を提供する時間は、原則午前8時30分から14時30分までとする。

2 通園バスの送迎時間や季節により、前項の時間を変更する場合は、事前に支給認定保護者に周知するものとする。(園則第10条による)

(2・3号認定子どもに対して、特定教育・保育を提供する時間)

第11条 2・3号認定子どもに対して、特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時30分から18時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から7時30分まで又は18時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供する。(園則第10条による)

(職員の職種及び員数)

第12条 当園に次の職員を置く。

- (1) 園長 1名
- (2) 教諭 13名(ただし、園児数に応じて法令等の配置基準を下回らない人数とする。)
- (3) 事務職員 2名
- (4) 園医 2名(内科、歯科医各1名)

2 前項の他、必要に応じて職員を置くことができる。(園則第11条による)

(職務内容)

第13条 職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 園長
園務をつかさどり、所属職員を監督する。
- (2) 教諭
園児の教育及び保育をつかさどる。
- (3) 事務職員
事務に従事する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第14条 当園は、特定教育・保育を利用した支給認定保護者から、支給認定を受けた市町村が定める利用者負担額を徴収するものとする。

2 当園は、前項の支払いを受けるほか、特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用のうち、別表に定める費用を徴収するものとする。(園則第17条による)

(1号認定子どもの入園)

第15条 1号認定子どもについては、申込を行った者から、園が入園者を決定するものとする。

2 利用定員を上回る申込があった場合は、別表に定める基準に基づき選考を行い入園者を決定するものとする。(園則第12、第13条による)

(2・3号認定子どもの入園)

第16条 2・3号認定子どもについては、保健福祉課の利用調整を経た者を入園させるものとする。(園則第12、第13条による)

(卒園に関する事項)

第17条 園児が小学校に就学するときは、卒園するものとする。(園則第16条による)

(退園に関する事項)

第18条 以下の場合には、特定教育・保育の提供を終了し、退園させるものとする。

- (1) 支給認定保護者が退園を申し出たとき
- (2) 保育認定子どもに該当しなくなったとき（満3歳以上の子どもであって1号認定子どもとして利用を継続する場合を除く）
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき（園則第14条による）

(緊急時における対応方法)

第19条 当園においては、園児の安全の確保を図るため、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第27条の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第29条第1項の規定により危険等発生時対処要領を作成し訓練等を行う。

2 当園の職員は、特定教育・保育等の提供を行っているときに、園児の体調の急変や事故等の事態が生じたときは、速やかに学校医又は園児の主治医及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要に応じて神戸市に連絡する等必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 園児に対する特定教育・保育等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第20条 園長は、非常その他窮迫の事態に備え、とるべき措置についてあらかじめ対策をたて、少なくとも学期に1回園児及び職員の避難訓練及び消火訓練を行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

第21条 当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(子育て支援事業)

第22条 地域の子育て家庭への支援及び相互交流を図るため、園庭開放、育児相談、子育て講座の開催、掲示板による地域向け育児情報の提供等の子育て支援事業を実施する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。